



きがんし

ぼくだい

北海道大学教職員組合機関紙

電話 011-746-0967(FAX 共通)／内線 2083・3994

HP : <http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/>

組合、連続して 団交申し込みれる！

①嘱託職員の待遇改善にむけて団体交渉

組合は、昨年の12月下旬に、北海道大学における嘱託職員の待遇改善を求めて、当局に対して団体交渉を申し入れ、2月27日に団体交渉を行いました。

組合の独自調査によると、現行の嘱託職員の給与は、月額22万円の給与月額で、ほかに通勤手当が支給されますが、正規職員に支給されている期末・勤勉手当や寒冷地手当などは支給されていません。これは、国家公務員の再雇用職員と比べても低い水準にあり、道内の他の大学における嘱託職員と比べても低いという実態が明らかになりました。

このような低い給与水準にある北大の嘱託職員の待遇は、早急に改善されるべきものと考えます。「団体交渉」にむけては、北大における全嘱託職員あてに実態を知らせるビラとともに「アンケート」も配布し、嘱託職員の切実な要求の掘り起こしを行い、各班の組合掲示板用にポスターも作成して張り出すなどの取り組みを行いました。ぜひとも、嘱託職員の待遇改善をかちとりたいものです。

団交結果については、後日、お知らせしたいと思います。

②280人、4800万円の給与を 守るために団体交渉を行います

1月29日、組合は当局に対して、「基本給切替に伴う経過措置に関する団体交渉の申し入れ」を行いました。「基本給切替に伴う経過措置」とは、国家公務員の給与構造改革に準じて北大が行ってきた給与制度改革の影響を緩和する、いわゆる現給保障のことです。2006年3月31日以前から北大に在職する職員のうち、改悪により給料の額がこれまでの水準を下回ることになってしまった者に対して、昇給に伴い給与額が回復するまでの間、これまで支給されていた給料額を支給するというもので、2006年4月から行われています。表のように、2014年4月1日時点でも、現給保障の対象となる職員は280人います。保障額は個人によって違いますが、最高額は年間48万円、また、保障の総額は概算で4800万円に上ります。

ところが、北大当局は、2012年6月1日の就業規則改定により、現給保障を2014年3月31日限りで打ち切ることを決めてしまいました。当然、組合はこれに反対し、大学側と団体交渉を行ってきました。その結果、2013年3月31日までに組合と大学との間で「実施方法、代償措置について」協議を行うことが確認されました。今回の団体交渉はこの確認に基づいて行うものです。

現給保障が廃止されれば、多くの教職員が給与引き下げに直面することになります。他大学では、2014年度以降も現給保障を継続しているところも少なくありません。組合は引き続き、現給保障を継続するよう大学に求めています。

表 北大における現給保障の状況とその影響

職種	(A) 2012年4月1日時点				(B) 2014年4月1日時点				(B) の2014年度損害額試算(円) [(B) の金額×15.95月]		
	人数	1人1カ月(円)			人数	1人1カ月(円)			平均	最高	最低
		平均	最高	最低		平均	最高	最低			
一般職(A)	76	6,700	20,100	110	31	4,800	15,100	300	76,560	240,845	4,785
一般職(B)	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
海事職(A)	5	21,200	34,000	8,460	2	13,700	19,300	8,150	218,515	307,835	129,993
海事職(B)	3	9,300	14,000	930	0	-	-	-	-	-	-
教育職	教授	202	17,600	34,900	80	93	12,300	30,100	200	196,185	480,095
	准教授	92	11,700	34,000	20	52	9,490	27,800	20	151,366	443,410
	講師	14	11,900	23,700	550	12	9,400	21,400	1,450	149,930	341,330
	助教・助手	68	10,800	25,400	290	40	7,900	21,900	140	126,005	349,305
	その他	2	11,100	14,300	7,950	2	8,700	12,800	4,630	138,765	204,160
	計・平均	378	14,600	-	-	199	10,400	-	-	165,880	73,849
医療職(A)	20	10,500	23,000	2,550	10	5,100	8,400	1,500	81,345	133,980	23,925
医療職(B)	65	9,300	23,400	30	38	6,400	19,100	580	102,080	304,645	9,251
計	547	2012年度概算合計1億3,200万円			280	2014年度概算合計4,800万円					

注1)2012年4月20日に北大から北大教職員組合に提供されたデータより。

2)最下段の年度合計概算額には地域手当、期末手当、勤勉手当に対する影響額及び法定福利費を含む。

めています。組合員はもとより、非組合員の方にも広く支援いただきますよう、よろしくお願いします。



研究開発力強化法の成立と問題点

昨年末の特定秘密保護法の強行成立をめぐる騒動の影で進められた法改正・制度改正の一つが、研究開発力強化法の改定です。

雇用の安定化を図るべく、5年間での無期雇用転換を可能にする改正労働契約法が昨年4月に施行されましたが、今回の改定の結果、大学の研究者等に対しては10年に延ばすという趣旨の特例が設けられたのです。11月27日上程、12月5日可決成立というスピード改定の背景には、国立大学の学長が構成する国立大学協会が9月26日に文科相に提出した「改正労働契約法に関する要望」があり、「大学の教育研究は短期間（5年）で成果を評価することが困難」な一方、任期付き雇用の場合「プロジェクト研究期間終了後の継続雇用」が困難だ、という理由が述べられています。

前半はもっともな話ですが、後半に関しては、実際には任期付き雇用の研究者の多くは、安定的な職を得て腰を落ち着けて研究教育に取り組みたい、と願っているのではないでしょうか。無期転換の期限の延長はそのような願いに全く反しています。世界水準の研究を大学、特に北大のような国立大学に期待するのなら、相応の待遇を提示するべきであり、高等教育への政府支出が先進国中最低水準にある日本では、大学の学長たちは政府にまず財政支出の増大を求めるべきです。

大学の研究者に限らず、今日では、人間を不安定な立場に追い込んで、競争だ、競争的資金などと、馬鹿馬よろしく尻を叩くことばかりが目につきます。人間らしく生きることが今より遙かに重視される社会にしなければならないと強く思います。

(文学部班 戸田 聰)



1月31日に今期の過半数代表候補者選挙が開票となり、組合推薦の候補者は全員当選（信任）されました。札幌キャンパス事業場（病院を除く）の定員は11名ですが、このうち7名が組合員です。「過半数の過半数」を維持し続けることができているのは、組合の頑張りがあるからだと思います。私は前期の過半数代表でしたが、①再雇用に際してのいわゆる「選別基準」の廃止を要請したこと（この3月の対象者から廃止されました）、②労使協定（いわゆる36協定）を締結する側として、大学側に超勤の実績を出すよう要請したこと（定期的に資料が作成されるようになりました）では、少々の貢献が出来たと感じています。この3月にも労使協定の締結があるので、「労使協定違反」の超勤問題に対しては引き続きアクションが必要でしょう。

（副委員長 東山）



小池さん裁判、二審判決出る！

高裁独自判断せず！門前払いは不当！

さる2月20日に、札幌高等裁判所にて小池さん裁判控訴審の判決が言い渡されました。当日の傍聴席は、まるで「木で鼻をくくった」ような不当判決に、唖然とするとともに言いようのない怒りがみちあふれました。

札幌高裁は、第一審判決をそのまま引用するのみで、独自判断を一切しないという、まれにみる不当判決といえるかもしれません！

以下に、原告である小池さんからコメントを寄せていただきましたので、全文を掲載します。

私はまだあきらめない！

2月20日に、私の請求をすべて退ける控訴審の判決が出ました。結果は重く受け止めたいと思っていますが、判決理由に高裁独自の判断がまったくなかったことについては、憤りを感じています（これは高裁の職務怠慢です）。

勇気を出してチャレンジしたら、いい方向に解決することもある、それを裁判結果で示すことができれば、理不尽な扱いに黙らない人が次々出てくるのではないか…、そんなことを期待して、この2年8か月の間、裁判を続けてきました。しかし、地裁・高裁とも、よい結果を出せなかつたことで、「やっぱり何やっても無駄なのだから、黙っていた方が波風立たないだけマシ」という方が増えてしまったのであれば、私にとってはそのことが一番残念です。

本裁判はこれで終わりだろうと思っている方もいらっしゃるとは思いますが、昨日弁護団と相談した結果、高裁判決を覆すことは極めて厳しいことを承知の上で、最高裁に上告することを決めました。たった1ページの判決理由に抗議の意思を示したいということと、たとえ敗けたとしても今後同様の裁判を突破するための礎になればと思ったからです。無謀とも思える決断ですが、幸い弁護団の先生方は快く引き受けてくださいましたので、もうしばらくがんばってみます。組合の皆さんからは、引き続きご支援いただければ幸いです。

小池 昕

エルムの杜から泉の如く湧き上がり、

非戦・平和の声よ！

— 再び「宮澤・レーン事件の悲劇」を許すまじ！ —

宮澤・レーン事件の真相を広める会へのご支持に感謝申し上げます。

昭和 22 年 2 月 22 日、宮澤弘幸は、「数か月のうちに必ず回復して、北海道で何があったのかをあらいざらい書いて出版する」と言った。それが彼の最後の言葉であった。享年満 27 歳であった。73 年前の太平洋戦争開戦の日、北大工学部電気工学科学生・宮澤弘幸は「軍機保護法違反」スパイの汚名をさせられ逮捕、懲役 15 年の重刑に処せられ、酷寒の網走監獄に繋がれ、死に追いやられました。リンドバーグが世界一周の時、寄航した根室海軍飛行場の存在は、当時、新聞のトップ記事で報じられ、公知の事実でした。それを、レーン先生夫妻に語ったことが軍機保護法違反・スパイだというのです！全くの冤罪でした！宮澤弘幸先輩は、特高の「蟹（カニ）錠の拷問」を受けながらも、この戦争への道を認める「スパイ行為の嘘偽」の承認を拒否し、最後まで絶対に認めなかつたのです！今、安倍政権は、この「軍機保護法」と瓜二つの「特定秘密保護法」を強行可決し、憲法の立憲主義の原則を破壊し、「集団的自衛権を発動し、アメリカと一緒にになって、地球のどこででも戦争ができる解釈改憲」を強行しようと狂奔しています。この暴挙は許せません！沖縄名護市長選で、沖縄県民は稻嶺市長を再選し「米軍基地の辺野古移設にノー」をつきつけました。沖縄県民の闘いと団結し、「特定秘密保護法」を破棄させねばなりません！

2 月 22 日は、宮澤弘幸先輩の 68 回忌の命日です。菩提寺の常圓寺で追悼式が行われます。私達は、戦時、軍国主義の狂乱の時代に人間性のなんたるかを、身をもって示された宮澤・レーン夫妻を中心とする「心の会」を祈念の碑を建立したいと考えています。皆様の心からのご支持を願って止みません。

（宮澤・レーン事件の真相を広める会代表、北大職組元執行委員長 山本 玉樹）



◆くみあい関連日程

- ・3/14（金）専修大学北海道短期大学
学長不当解雇事件第 4 回口頭弁論
10:30～ 札幌地裁岩見沢支部
- ・3/14（金）専修大学北海道短期大学
副学長不当解雇事件第 2 回口頭弁論
13:15～ 札幌地裁
- ・3/17（月）北大職組班書記長会議
18:00～ 組合書記局
- ・3/29（土）大学シンポジウム
13:00～ 理学部 5 号館低層棟 2 階 203

労音・札幌音鑑例会 一 風を聴く音楽士

元日本フィル首席奏者、日本フィル不当解雇争議を闘った

石井啓一郎&啓子
デュオコンサート

【プログラム】

（バイオリン&ピアノ）

エルガー：愛のあいさつ、外山雄三：七つの山口民謡

サラサーテ：チゴイネルワイゼン ほか

とき：2014年5月29日 [木] 19時開演

ところ：札幌市時計台ホール

会費 一般 ¥3,000 会員 ¥2,500

チケット希望 組合員 村上まで 090-7648-3208 又は内 9461